

障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会 放課後等デイサービスガイドライン 構成案について

全国手をつなぐ育成会連合会 田中正博

子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上について

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）によるサービス利用必要性の明確化が必要である。放課後等デイサービスを必要とする理由（特に発達支援上の理由）をサービス等利用計画（障害児支援利用計画）によって明確化する必要がある。

サービス内容は、サービス等利用計画に沿って生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事を個別支援計画で事業所によって明確にされるべきである。

放課後等デイサービスの基本的役割については、学校との連携による役割分担の明確化が必要である。放課後等デイのサービス特性を踏まえ、学校における支援との連携や役割分担を明確化する必要がある。具体的には、学校における「個別の教育支援計画」との連動を必須化させ、サポートブックなどを活用し、それぞれが持つ計画に基づいて合議できるような仕組みを構築する必要がある。

子どもや保護者に対する説明責任について

ガイドラインの趣旨について、事務局から提案されているように、「本ガイドラインの内容を踏まえ、各事業所の実情に応じて創意工夫を図り、事業所の機能及びサービスの質の向上に努め自己評価の結果を公表すると言う流れ」を作るのであれば、利用家庭がガイドラインを理解し、公表された結果を評価できるように工夫してガイドラインを作成する必要がある。

また将来的にはガイドラインによって第三者評価等において、事業所の不備を指摘できるようなものを目指すべきである。

親（保護者）の就労支援についてと児童の健全育成については役割分担が明確になるようにサービス等利用計画（障害児支援利用計画）によりその位置づけを明確にし、役割分担を明確化する必要がある。

緊急時の対応と法令遵守等について

緊急時の対応と法令遵守等については、積極的に研修を行う事について評価する基準を示す必要がある。具体的には以下のような視点で項目を明確にする。

- 1 理念 地域福祉論、権利条約、今後の障害児支援の在り方について（報告書）
- 2 コンプライアンス 緊急時の対応と法令遵守に沿った研修の実施
- 3 支援の基本 医療ケアと行動障害とコミュニケーション支援

特に強度行動障害支援者養成研修等、国により示された研修については従業者全員に受講を義務付ける必要がある。